別表十(七)付表一の表を次のように改める。

別表十七の記載要領等第一号中「法人が」の次に「租税特別措置法第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加える。